

# 所得税の申告

## ●確定申告はお早めに

平成24年分の所得税の申告および納税は3月15日(金)まで、個人事業者の消費税および地方消費税の申告および納税は、4月1日(月)までです。納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な「振替納税」をご利用ください。

**富田林税務署の確定申告会場は、「すばるホール」(富田林市)のみとなっております。**申告会場では、ご自分で申告書などを作成していただきます。ご不明な点は、職員が助言をさせていただきますので、関係書類や前年分の申告書の控えなどをお持ちください。なお、申告書の作成は、パソコンで行っております。

前年に税務署の申告会場でパソコンにより申告をされた方や自宅などで国税庁ウェブサイト「確定申告書作成コーナー」を利用して書面で提出された方には、申告書の送付に代えてお知らせはがきを送付いたします。

申告期限間際は、たいへん混雑することが予想されますので、申告はお早めにお済ませください。また、混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合がありますので、なるべく16:00ごろまでにお越しください。

作成した申告書は、郵便または信書便により提出することもできます。

【確定申告書の控えが必要な方】複写により作成した申告書控え(複写式でないものについては、ボールペンで記載)のほか返信用封筒(あて名をご記入の上、所要額の切手を貼付)を同封してください

**住所：〒584-8501 富田林市若松町西 2-1697-1**

税務署の閉庁日は、税務署庁舎に設けている時間外収受箱に投函することで提出できます。申告書の記載

内容などについての審査は提出後に行うこととしております。記載誤りなどがあり訂正していただく場合は、後日、税務署より連絡させていただきます。

**※申告時期は、「にせ税理士」に十分ご注意ください。**

## ●還付申告会場(サポートセンター)の廃止について

昨年、開催しました藤井寺市総合会館および河内長野市役所における還付申告会場は、今年から廃止になりました。お間違いのないようご注意ください。

## ●e-Taxについて

所得税・消費税の確定申告書の提出や納税が自宅のパソコンからできます。「e-Tax」は、申告などの手続のために税務署へ足を運んでいただく手間が省けるほか、確定申告の時期には、土・日・祝日も含めて24時間利用可能となります。また、画面の案内に従って入力すれば、所得金額や税額が自動的に計算されます。

## ●年金所得者の申告手続の簡素化について

平成23年分の確定申告から、公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※この場合であっても、医療費控除などによる所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

※所得税の確定申告書が不要となった場合でも、各種所得控除を受けるために、住民税の申告が必要となる場合があります。

**問合せ 富田林税務署 ☎0721-24-3281 (代表)**

※上記番号は自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。

## 富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です。

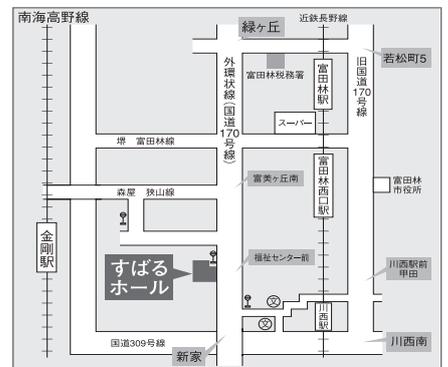
**開設期間 2月4日(月)～3月15日(金)**

**開設時間 9:00～17:00**

(土・日・祝日を除く。ただし、2月24日(日)および3月3日(日)は開設します。)

### ◇ご注意ください！

- ・開設期間中は、富田林税務署庁舎内には確定申告会場を設けておりません。作成済みの申告書などの受付、納付手続、納税証明書の発行および用紙の交付のみを行います。なお、上記開設期間以外(土・日・祝日を除く)は、富田林税務署で相談を行います。
- ・会場では、納付手続および納税証明書の発行は行っていません。
- ・駐車場に限りがございます。電車・バスの公共の交通機関をご利用ください。
- ・会場にお越しの際は、前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
- ・確定申告書の記載内容などについての審査は、提出後に行うこととしております。計算誤りや添付されていない書類がある場合には、後日連絡いたします。



**所在地** 富田林市桜ヶ丘町2番8号  
**交通** 近鉄長野線川西駅から徒歩8分  
南海小台2丁目バス停から徒歩8分  
近鉄富田林駅からレインボーバス「すばるホール」で下車

# 市・府民税の申告ほか

## ■市・府民税の申告について

平成25年度の市・府民税の申告受付を行います。

郵送による提出も受け付けます。

(市・府民税の申告書が届いた方は、同封のしおりを封筒としてご利用いただけます。)

**受付日時**：2月18日(月)～3月15日(金) (土・日を除く) 9:30～12:00、13:00～16:30

**受付会場**：市役所本庁1階ロビー

市・府民税に関連した各種証明書の発行や、国民健康保険証・後期高齢者医療被保険者証などの交付、介護保険料・保育園の保育料の算定などに申告が必要です。

## ■申告しなければならない人

平成25年1月1日現在、本市在住で次に該当する人(ただし、**税務署に所得税の確定申告をする人や勤務先から給与支払報告書が提出されている人は必要ありません。**)

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 大工、左官などの日雇いで所得のあった人
- 生命保険、集金などの外交員で報酬のあった人
- 家賃、地代などの所得があった人
- 給与所得者で①勤務先から給与支払報告書が提出されない②給与以外の所得があった人③2カ所以上からの給与の支払いを受けていた人
- 公的年金受給者で ①年金以外の所得があった人②各種所得控除を受けようとする人

また、申告書が届いた方で、平成24年中に無職、無収入の人も申告にご協力ください。

## ■お願い

市役所では、所得税確定申告の受付・相談は行っておりません。申告書の作成を相談したい方は、必ず税務署の確定申告会場(すばるホール会場)をご利用ください。ただし、ご自分で作成された確定申告書は、市・府民税の申告期間中、市役所本庁1階ロビーの受付会場でお預かりし、富田林税務署へお届けします。

## ■生命保険料控除の改正について

次表のとおり、契約締結日によって生命保険料控除が改正されました。

**平成24年1月1日以後に締結した保険契約など(新制度適用契約)**

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	支払保険料等の金額
12,001円以上32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円
32,001円以上56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

※一般・介護医療・個人年金あわせて70,000円が限度

**平成23年12月31日以前に締結した保険契約など(旧制度適用契約)**

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	支払保険料等の金額
15,001円以上40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円
40,001円以上70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

※一般・個人年金あわせて70,000円が限度

## ■東日本大震災の被災地への寄付金や義援金(ふるさと寄付金)

自治体への寄附金や、自治体を通しての義援金、日本赤十字社や中央共同募金会などへの義援金は「ふるさと納税」として、市・府民税、所得税の控除が受けられます。

詳しくは、総務省ウェブサイトの東日本大震災関連情報をご覧ください。

**問合せ** 税務課 市民税担当

☎ 958-1111(内線) 1520・1530・1580

## ■ミニバイクなどの廃車や移転の手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在登録の所有者に課税されます。譲渡や解体、盗難などにより実際は所有していない場合でも、名義変更や廃車の手続きをしないまま4月1日を過ぎてしまうと、その年度の軽自動車税がかかることになります。必ず3月末までに手続きをお済ませください。

また、転出(転入)などにより定置場所を変更した場合には、住所変更の届出が必要です。

※盗難にあわれた時は、警察署への盗難届を提出した後に、市役所税務課にて廃車申告をしてください。

**問合せ** 税務課税政担当

☎ 947-3614(直通)

## ■償却資産の申告はお済みですか？

法人や個人の方が事業や営業のために所有する機械、装置、車両、運搬具、工具、器具、備品などの資産を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税の課税対象となります。

また、その所有者は資産の多少、移動の有無にかかわらず、毎年1月1日の資産状況を申告しなければなりません。

平成25年1月1日現在、羽曳野市内にこれらの償却資産を所有している法人および個人の方は、1月31日(木)が申告書提出期限ですが、まだ提出されていない場合は早急に申告書を提出してください。(資産がない、休・廃業をされている場合でも、その旨の申告をお願いします)

申告書が届かない時や初めて申告される場合、やむを得ない事情により申告が遅延する場合は必ずご連絡ください。

※今年度の申告よりeLTAX(電子申告)の利用も可能です。詳しくは、eLTAXウェブサイトをご覧ください。

**問合せ** 税務課固定資産税家屋担当

☎ 947-3612(直通)

## ■市税催告コールセンターを開設しています。

市税(市府民税固定資産税軽自動車税)の納期限から一定期間を過ぎても市において納付確認ができない方に対して、電話で納付の呼びかけを行っています。センターの運営は民間業者に委託しており、専門のオペレーターが市税の未納をお知らせするとともに、納付のご案内を行っています。

**○開設期間** 3月29日(金)まで

**○業務時間** 平日(月)～(金) 9:00～17:30  
第3日曜日 9:00～17:30  
第2.3木曜日 9:00～20:00

※土曜日、上記第3以外の日曜日・祝日は業務を行いません。

## 振り込め詐欺など不審電話にご注意！

「市税催告コールセンター」から、還付金の案内や納付のためにATM(現金自動預け払い機)の操作を求められることは一切ありません。

**問合せ** 税務課納税相談担当

☎ 947-3619(直通)